（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）

第三十五条　市町村長は、機構に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる。

［削る］

［削る］

［削る］

一　個人番号カード交付通知書（個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）の作成

［削る］

［削る］

二　［略］

［削る］

2　委任市町村長（前項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、前項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

（機構への通知）

第三十六条　委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

［削る］

［削る］

［削る］

一　個人番号カード交付通知書の発送先の住所等

［削る］

二　前号に掲げる事項のほか、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を実施するために必要な事項

2　市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一　個人番号通知書、交付申請書の用紙、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書に記載すべき事項

二　個人番号通知書等の発送先の住所等

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）

第三十五条　［同上］

一　個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（この号及び次条第一項第二号において「個人番号通知書等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された個人番号通知書等の再度の発送を除く。）

二　個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理

三　交付申請書及び第二十八条第一項に規定する再交付申請書の受付及び保存

四　個人番号カードの作成

五　個人番号カード交付通知書（個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。）の作成

六　電話による個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものに限る。）の受付

七　個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理

八　［同上］

2　委任市町村長（前項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、個人番号通知書・個人番号カード関連事務（同項第一号、第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事務（同項第一号に掲げる事務のうち個人番号通知書の作成及び発送を除く。）を除く。）を行わないものとする。

3　委任市町村長は、第一項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務に係る通知）

第三十六条　［同上］

一　個人番号通知書、交付申請書の用紙、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書に記載すべき事項

二　個人番号通知書等の発送先の住所等

三　前条第一項第二号に掲げる事務に係る事項として、個人番号通知書の返送を受けた場合には、その旨

四　個人番号カード及び個人番号カード交付通知書の発送先の住所等

五　前条第一項第七号に掲げる事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

六　前各号に掲げる事項のほか、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を実施するために必要な事項

［新設］